

沖縄市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス(独自)・訪問型サービス(独自・A)の算定方法の変更に伴う Q&A

(R4.3 沖縄市介護保険課地域支援担当)

令和4年4月のサービス提供分より、「1回あたりの単価」(回数制)を導入します。

但し、1月のサービス利用回数が、回数制で算定できる数を超える場合は、月額包括報酬(1月あたりの定額)での算定となります。

【請求に関すること】

No.	質問	回答
1	月額包括報酬の回数設定の根拠について。 (月5回以上、月9回以上、月13回以上)	厚生労働省により定めている回数設定を根拠としております。 通所型サービス1の場合は、1月の中で全部で4回まで。通所型サービス2の場合は、1月の中で全部で8回まで。訪問型サービスⅠの場合は、1月の中で全部で4回まで。訪問型サービスⅡの場合は、1月の中で8回まで。訪問型サービスⅢの場合は、1月の中で全部で12回まで。とされています。 月によって上記の回数を超える場合は、月額報酬となります。
2	利用者の都合や入院等で1日お休みをした場合の請求はどうなるのか。	提供実績に応じた回数算定となります。提供していない分の請求はできません。
3	どのような場合に日割り算定となるのか。	1月のサービス利用回数が、回数制で算定できる数を超える(月額包括報酬となる)場合に、日割り請求が適応されます。なお、日割り請求に該当する場合は、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料(令和3年3月31日付老健局介護保険計画課認知症施策・地域介護推進課老人保健課事務連絡Ⅰ・資料9)」の通りです。
4	1回あたりの単価請求を行うことにより、キャンセル料を設定して良いか。	介護報酬上、キャンセル料の設定はありませんが、サービス提供予定日に急遽利用者の都合によりキャンセルとなった場合には、事業所がキャンセル料を設定しても差し支えありません。但し、利用日の変更等が可能であればサービスが提供できるよう調整することが望ましいと考えます。なお、キャンセルに関する設定内容を契約書及び重要事項説明書に定め、利用者および家族に説明し同意得る必要があります。

5	<p>要支援 2 の方がアセスメントの結果、週 1 回の通所型サービス利用となったが、どのように請求すればよいか。</p>	<p>要支援 2 の方が週 1 回の通所型サービスを利用する場合は、要支援 2 の支給区分の単位数で請求することになります。</p>
6	<p>計画に通所型サービス2が位置付けられ、週に2回のサービス利用を計画している場合について。月によっては5週の場合もあるため、月8回の計画だと1回あたりの単位、月9回では月額単位数での計算となるのか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
7	<p>訪問型サービスについて、当初週1回程度を計画していたものの、月途中で状況が変化して週2回程度のサービス提供となった場合の取り扱いについてはどのようにすればよいか。</p>	<p>ケアプランで位置づけられたサービスでの報酬が基本となります。 月途中で利用者の状態に変化が生じ、新たに設定した目標に応じた区分によるケアプラン等及び訪問型サービス計画に位置付けた場合、月途中での報酬区分の変更が可能となります。</p>
8	<p>新型コロナウイルス感染症の臨時的な取り扱いに関する「介護予防・日常生活支援総合事業月額包括報酬の日割りに関する Q&A(R3.8 沖縄市役所介護保険課地域支援担当)」の取り扱いについて</p>	<p>左記については、月額包括報酬の日割りに関する対応であったため、令和 4 年 3 月提供分までの取り扱いとなります。令和 4 年 4 月以降は、提供実績に応じた請求となります。</p>
9	<p>通所型サービス事業所が、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、利用者等の意向を確認した上で行う電話等による安否確認について、報酬の算定は可能か。(休業要請、自主休業および利用者の利用自粛のいずれの場合も同様)</p>	<p>通所型サービスを提供する事業所が、予めサービス計画に位置付けた利用日に、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービス提供内容や頻度について、電話により確認した場合は、報酬の算定は可能である。</p>

【ケアマネジメントに関すること】

No.	質問	回答
1	月額包括報酬から回数算定への変更について、プラン変更の必要はあるか。	ケアプランに位置付けられている支給区分に変更はありませんので、プランを変更する必要はありません。
2	月額包括報酬から回数算定への変更について、ケアプランの軽微な変更として取り扱ってもよいか。	週の回数に変更なく、単なるの算定方法の変更のみの場合は、「軽微な変更」として取り扱い、一連の業務を省略しても構いません。但し、月によって回数算定の場合と月額包括報酬になる場合があり、それぞれ料金が異なっていることを、利用者及び家族への説明する必要があります。
3	月によって利用回数が変わることも想定されるが、毎月サービス利用票や提供票を交付するために訪問する必要があるか。	<p>利用票及び提供票については、新規・更新・プラン変更時に交付し、月の回数変更のみ場合は(支給区分に変更なし)の場合は毎月必ず交付する必要はありません。但し、その月によって利用者の負担額が変動となりますので、サービス開始前(継続の場合はR4年4月サービス実施前に)利用者へ利用票を、サービス事業所へ提供票を交付し、月によって利用料金に変更となることを説明する必要があります。</p> <p>※別紙「料金説明用資料」をご活用ください。</p> <p>なお、実績が利用予定回数を下回り、サービス提供事業所から回数算定で実績報告書が届いた場合については、実績に合わせた利用票、提供票を交付する必要はありません(予定と実績が異なることは想定されるため)。</p>

【事業所に関すること】

No.	質問	回答
1	1回あたりの単価請求を行うことにより、利用者負担が変わりますが、重要事項説明書等の記載はどうか	重要事項説明書等に1回あたりのサービス費に応じた利用料を記載する必要があります。